

保護者の皆さまへ

体罰の禁止

令和2年4月1日に「児童虐待の防止等に関する法律」が一部改正され、保護者による児童への体罰が禁止に

たとえ、親が「しつけ」のためだと思っても、児童の身体に何らかの苦痛を引き起こし、または、不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても「体罰」に当たります。

これらは全て「体罰」です

- 言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった



児童の面前での夫婦喧嘩

児童の面前での夫婦喧嘩は、心理的虐待に当たります。
児童が幼く言葉を理解できない場合や、夫婦喧嘩を直接見ていない場合でも、児童は強いストレスを感じています。



児童虐待を受けた児童は...

虐待は、児童の成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です

身体への影響

外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。
愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全になることもあります。

知的発達面への影響

安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があり、そのため、もともとの能力と比べても知的な発達が十分得られないことがあります。

心理への影響

他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。



※ 文部科学省「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月）より引用

埼玉県・埼玉県警察本部

STOP! 子供の性被害

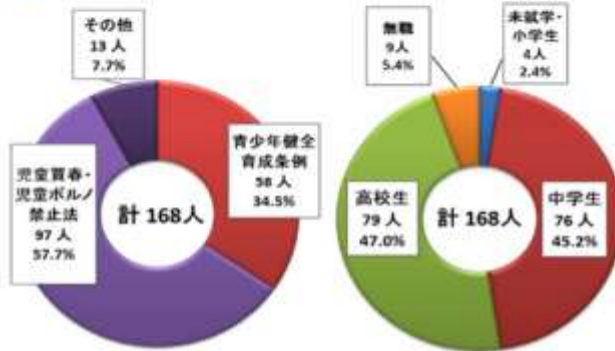
SNS 利用の性被害が近年急増中!!

児童ポルノの製造や児童買春を始めとする子供の性被害は、児童の心身に有害な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。

SNSの利用に起因した子供の性被害は増加傾向にあり、非常に深刻な状況にあります。子供を性被害から守るにはどうしたらよいか、考えてみましょう。



スマホの普及やインターネット利用の広がりに伴い、子供も SNS を利用するようになりました。楽しくて便利な SNS ですが、近年 SNS 利用による子供の性被害が増えています。



SNS利用による児童ポルノ被害の多くは「自撮り被害」でした。被害者の9割は中・高校生です。最近ではSNS利用に起因した略取誘拐事案も増加しています。

SNSに起因した事件の罪種別被害状況 (令和元年中 埼玉県)

SNSに起因した事件の学種別被害状況 (令和元年中 埼玉県)

※自撮りとは「だまされたり脅かされたりして児童が自分の操作を撮影させられた上、メール等で送られる形態」の被害です。

事例1

優しい人だと思っていたのに...

A子は、オンラインゲームで知り合った男と親しくなり、連絡先を交換して無料通信アプリで悩み等を相談していたところ、言葉巧みに誘い出され、自宅に連れ込まれて乱暴されてしまった。



事例2

高校生だって言っていたのに...

B子は、チャットで知り合って仲良くなり、好意を抱いていた男子高校生(実は成人男性)から要求されて「嫌われたくない」との思いから住所等の個人情報を教えた上、裸の画像を送信してしまった。



事例3

お小遣い稼ぎのために...

C子は、お小遣い欲しさで SNS 上に「裸の写真欲しい人は連絡下さい! 売ります。たくさん買ってくれた人には他の動画も送るよ!」などと書き込み、自撮りした写真等を売っていた。



事例4

男子も被害に遭っている...

小学生のD男は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女子になりました加害者に自分の裸の画像を送信させられた。





CHECK

子供を性被害から守るために

子供をSNS利用による性被害から守るためには、保護者が子供のインターネット利用を見守っていく必要があります。

子供がインターネットを安全に使えるようフィルタリングを利用するとともに、インターネットの危険性についても確認し、パソコンやスマートフォンの使い方について家庭のルールを作りましょう。

フィルタリングを利用しましょう。

SNS 利用によって性被害を受けた児童のうち、約9割が被害時にフィルタリングを使用していませんでした。使用時間や利用出来るアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。



ゲーム機や音楽プレーヤーは大丈夫？



携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には無線 LAN (Wi-Fi) でインターネットに接続可能なものがあります。駅やコンビニ等無線 LAN が設置されている場所ではゲーム機等もインターネットにつながります。このような機器にもフィルタリングを設定しましょう。

安全にインターネットを利用するため、家庭のルールを作りましょう！

犯罪やトラブルから子供を守るため、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、インターネットの危険性を確認するとともに、インターネットや SNS 利用について、家庭のルールを作りましょう！



▼以下の点を子供に注意しているかチェックしてみましょう▼

- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- 個人が特定される情報や画像を投稿しない。
- 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- 下着姿や裸の写真は撮らない・撮らせない。
- 困ったことがあれば、保護者にすぐ相談する。



非行防止指導班「あおぞら」が、インターネットの危険性を訴える動画を動画配信サイト「YouTube」(埼玉県警察公式チャンネル)で配信しているの、是非ご視聴ください！

県警で SNS に起因する子供の性被害防止のための取組として、被害の多いツイッターにおいて広報啓発を実施しています！
埼玉県警察本部少年課 (@spp_syounen)



自撮り児童ポルノ被害



ネットで知り合った相手に求められ下着の写真を送信後、脅迫されて、自分の裸の写真を送信させられた「自撮り児童ポルノ」の事例やなりすましの危険性を説明しています。

【URL】 <https://youtube.be/gZVL1FBUhw>

SNS で知り合った人と会うことの危険性



SNS で知り合った相手と実際に会って脅迫されたり、危害を加えられた事例を紹介し、ネットで知り合った人と会うことによって生じる危険性などについて説明しています。

【URL】 <https://youtu.be/31Hh1pW2o0>

安心して相談出来る窓口があります。

少年サポートセンターでは、子供や保護者から少年問題に関する様々な相談を面接・または電話で受け付けています。子供の未来を守るため、トラブルや悩みは抱え込まず、まずは相談して下さい。

©埼玉県警察少年サポートセンター
保護者専用電話 048-865-4152
少年専用電話 048-861-1152
月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

発行：埼玉県警察本部生活安全部少年課 048-832-0110